

## 5 国への働きかけ、地方の自立

### 1 地方分権改革の推進

#### < 基本的な考え方 >

近年の人口減少や少子高齢化、さらには経済のグローバル化など、社会構造の激しい変化に的確に対応していくためには、地方分権改革を推進することにより、各地域がその特性を活かして個性と創造力を発揮できる地域社会を確立していく必要があります。

そのためには、国と地方の役割分担を徹底的に見直し、国の役割を限定するとともに、住民に身近な行政は地方自治体に移譲することにより、地方がそれぞれの実情に応じた施策を自らの責任において実施することのできる、新たな自治の基盤づくりを進める必要があります。

また、地方が、自主的、自立的な施策を展開していくために、国に対して、義務付け・枠付けの廃止や国庫補助負担金の廃止・縮減を求めていくとともに、国税と地方税との配分見直し、国から地方への税財源の移譲等を進めることにより、自治行政権、自治財政権、自治立法権を有する完全自治体としての「地方政府」の実現を目指します。

#### 〔主な取組〕

##### ■ 国への提言

全国知事会を含む地方六団体を通じて、あるいは県単独で、国に提言等を行うことにより、地方の意見を反映させていきます。

#### （重点事項）

- ・ 国と地方の役割分担の明確化
- ・ 権限・税財源の移譲
- ・ 義務付け・枠付けの廃止
- ・ 国の出先機関の見直し
- ・ 国庫補助負担金の廃止・縮減
- ・ 国と地方の協議の場（（仮）地方行財政会議）の設置

#### 〔主な取組〕

##### ■ 分権型社会にふさわしい自治体運営体制の整備・確立

行財政改革を推進するとともに、分権型社会にふさわしい自治体運営体制の整備・確立を図っていきます。

#### （取組事項）

- ・ 県のあり方の検討  
地方分権時代にふさわしい新たな自治のあり方及び広域自治体としての県の果たすべき役割の検討
- ・ 県と市町村の役割分担の検討及び市町村への権限移譲の推進
- ・ 広報等による県民の理解促進

## 2 地方税財源の充実強化

### < 基本的な考え方 >

社会保障関係経費が増大する中、三位一体の改革で地方交付税の大幅な削減が行われたことなどから、地方自治体はいずれも厳しい財政運営を迫られています。

本県においても、職員数の削減や事務事業の見直しなど徹底した内部努力を行ってきましたが、財源不足の解消には至らず、財政調整的基金を大幅に取り崩すことになっています。

現在の地方の財源不足への対応については、県自らの内部努力では限界があります。このような状態が続くと、身近な住民サービスの提供を困難にし、地域の活力に決定的な打撃を与えかねません。

この状況を解決するため、地方一般財源総額の一層の充実を図るとともに、地方が真に自主的、自立的な行財政運営を行うことができるよう国と地方の税源配分を抜本的に見直し、偏在性が少なく安定的な地方税体系を構築していく必要があります。

### 〔主な取組〕

#### ■ 国への提言

全国知事会を含む地方六団体を通じて、あるいは県単独で、国に提言等を行うことにより、地方の意見を反映させていきます。

### （重点事項）

- ・ 当面は国税と地方税の割合を5：5とすることを目標に税財源移譲を推進
- ・ 三位一体の改革で大幅に削減された地方交付税の復元・増額
- ・ 偏在性が少なく安定的な地方税体系の構築
- ・ 地方自らが連携・協働して財源調整を行う仕組みである地方共有税の導入

地方共有税とは、現行の地方交付税について地方の固有財源であることを明確にするため「地方共有税」として、国の一般会計を通すことなく特別会計に繰り入れる制度。地方六団体が、平成18年6月に政府に対して提出した「地方分権の推進に関する意見書」において提案しています。

### 3 直轄事業負担金の廃止

#### < 基本的な考え方 >

地方分権改革を進める中で、国と地方のあり方や役割分担を明確化することが重要です。

社会資本整備に際しても、国と地方の役割と財政負担のあり方を一致させる観点から、国が担うべき事業については全額国の負担において実施すべきであり、地方が担うべき事業については、役割分担にふさわしい国からの権限と財源の移譲を前提に、地方自治体の負担により実施すべきです。

国直轄事業は、国の事業計画に基づき実施されるものであるにもかかわらず、地方自治体の厳しい財政状況は考慮されずに一方的に負担を求められることから、負担金は、原則廃止すべきです。

また、廃止されるまでの間は、地方負担金の基準や内訳明細についての情報開示を徹底するとともに、地方の意見を反映できるよう、早期に情報提供を行うほか、事業箇所や経費負担等について事前に協議する場を設定することが必要です。

#### 〔主な取組〕

##### ■ 国への積極的な働きかけ

全国知事会に設置された直轄事業負担金問題プロジェクトチームにおける議論を進めるとともに、全国知事会と国土交通省との協議の場等を活用しながら国への要請を積極的に行います。